平成２０年（フ）第１２７６号
名古屋市北区城東町１丁目29番地
破産者　眞鍋　　武
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３６９１号
名古屋市守山区天子田３丁目701番地　大森向住宅４棟514号
破産者　山下　慶二
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５３０号
名古屋市北区大杉町４丁目64番地の４
破産者　喜多　弘康
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２２号
愛知県稲沢市日下部松野町２丁目170番地
破産者　長村　真樹
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５１０号
神戸市須磨区北落合５丁目14番10号、従前の住所神戸市須磨区北落合５丁目16番９号
破産者　重金　克美
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４８号
島根県安来市飯島町1240番地35
破産者　佐藤　忠志
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６７号
広島市東区戸坂大上２丁目１―16、住民票上の住所広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム３丁目７番25号
破産者　畠田　茂子
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２４号
佐賀県唐津市双水2776番地４
破産者　藤木久美江
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２０年（フ）第１３３号
宮城県柴田郡大河原町堤字角41番地１
破産者　高橋　　正
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１６号
宮城県白石市越河平字中ノ町２番地３
破産者　太齋キミ子
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２０年（フ）第３１２２号
横浜市磯子区岡村５丁目４番６号　ドリームハイツ201号
破産者　坂井　　徹
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０８号
横浜市港南区日野中央１丁目10番８号
破産者　篠崎　智恵
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２号
栃木県那須郡那須町大字湯本1565番地３　ロワジール那須高原ハイジ341号室、申立時の住所神奈川県横須賀市西浦賀５丁目29番12―101号
破産者　小林　信之
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３８３号
静岡県静岡市葵区大岩本町18番19―101号
破産者　朝比奈敬和
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３００号
愛知県高浜市碧海町５丁目３番地13
破産者　神谷　直樹
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第１９５２号
京都府宇治市宇治野神１番地の36
破産者　関谷　幸司
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２４２６号
京都市伏見区醍醐中山町25番地５　エスリート醍醐410
破産者　竹花　芳則
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第８４４号
長崎県長崎市滑石４丁目１番８―401号
破産者　土居　将一
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係